

平成 28 年 12 月 9 日

指定管理者の指定について（練馬区立貫井福祉園および練馬区立貫井福祉工房）

1 内容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、練馬区立貫井福祉園および練馬区立貫井福祉工房の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 東京都知的障害者育成会

(2) 所在地

東京都新宿区西新宿八丁目 3 番 39 号 S T S ビル内

(3) 代表者

理事長 佐々木 桃子

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 選定の経過

平成 28 年 4 月 7 日 第 1 回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

4 月 22 日 第 2 回指定管理者選定小委員会

（施設実地調査、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、企画提案書作成要項の審議）

5 月 18 日 平成 28 年度第 1 回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシ

ートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)

6月24日	企画提案書作成要項配付
6月29日	企画提案書作成要項説明（団体を特定して実施）
7月19日	企画提案書受付（経営状況に関する部分）
7月21日	経営診断委託
7月29日	企画提案書受付（事業計画に関する部分）
8月30日	第3回指定管理者選定小委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点）
11月10日	平成28年度第2回指定管理者選定委員会 （申請団体の審査、指定管理者候補の決定）

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他の提出書類等を評価した結果、福祉園では利用者の意思と個性を尊重したサービスの提供や地域住民との積極的な交流が行われていること、福祉工房では専門職員を配置して就職後の定着支援に力を入れる等、利用者とその家族のより豊かで充実した地域生活を実現するための細やかな配慮のある施設運営が期待できること等の理由により、社会福祉法人東京都知的障害者育成会が、練馬区立貫井福祉園および練馬区立貫井福祉工房を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

資金力、借入金の返済能力の各項目について優れており、法人の収支に対する支払委託料の割合が低く、安定した経営を行っている。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程、情報公開制度および情報セキュリティーポリシー規程等が整備されている。それらに基づき、研修や職員会議等により職員の意識改革に積極的に取

り組み、業務における個人情報等の取扱いを日常的に確認している。

法人のホームページで、事業報告、会計報告を公開しており、法人運営の透明性や公正性が確保されている。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

賃金規程および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われている。

役員等の構成が、親族等に偏らず適正であり、理事会等は定期的に開催されている。

(4) 運営実績

都内で入所・通所・相談支援等の多種多様な障害者施設を運営し、障害者福祉分野において十分な実績があり、今後も安定した支援を行う能力を有している。

区内でも、当該事業所のほか、谷原フレンド・谷原あおぞら学童クラブ、石神井町福祉園、しらゆり荘、大泉障害者地域生活支援センターを運営している。

(5) 効率的運営・効率化への取組

福祉園と福祉工房の一体的な運営を効率的に行い、多職種を有効に機能させている。

ノー残業デーの徹底や非常勤職員の勤務時間を利用者の在園、在所時間に集中させることにより、利用者支援のサービスの向上と人件費削減を図る提案がある。

(6) 受託への熱意・意欲

利用者とその家族のより豊かな地域社会の実現のために必要なネットワークを構築し、一体感のある支援を進める提案がある。

練馬区において先駆的に就労移行支援に取り組んできた事業所として、そのノウハウを広く区内の就労移行支援事業者提供し、区全体の就労移行支援の充実に貢献する提案がある。

(7) 施設管理の安全性への配慮

法人として危機管理マニュアルを整備し、緊急時等の行動手順について共通認識がとられている。特に地震を想定し、避難訓練、備蓄の拡充、家族との連絡方法の整備、区の福祉避難所としての役割、地域との連携を柱に、防災の意識を高め、的確に災害対応のできる体制をとり、危機管理の徹底に努めている。

(8) 施設管理運営体制

区の計画・方針を理解し、地域や関係機関と連携した施設管理運営に取り組んでいる。

また、利用者アンケートの実施や家族連絡会、運営協議会を開催することにより、

利用者、家族等のニーズを把握し、サービスに反映する提案がある。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

（共通）苦情解決に関する規程に則り苦情解決体制を整備し、利用者の申出に迅速な解決に当たることとしている。また、人権擁護や虐待防止、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律への取組として、職員会議や研修等の実施により職員に周知徹底を図っている。

家族との情報共有や意見交換を活発に行い、希望や意見を施設の運営に反映している。利用者アンケートでは90パーセント以上が満足と回答し、第三者評価、運営協議会のいずれにおいても良好な評価を得ている。

（福祉園）個々の障害特性や生活のペース等に応じたグループ編成で、利用者の希望や適性に応じた個別プログラムの充実を図っている。

（福祉工房）個別支援計画を作成する会議では、客観的立場として福祉事務所職員を交え、公平公正な評価を行っている。

(10) 職員の育成

個々の職務能力・技術の向上を図るため、個別研修計画を作成し、外部研修、所内研修、OJT、自己啓発研修等により、職員の専門的スキルの向上に努めている。

(11) 団体の理念・姿勢

法人の基本理念である「障害のある人とその家族が安心して暮らせる21世紀の共生社会を実現する」を目指し、あらゆるニーズに対応した利用者本位の質の高い支援を行うことを基本としている。理念実践のため、職員研修等で周知徹底し、多面的な事業に取り組んでいる。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

職員採用に当たっては、これまでも区民雇用に取り組んでおり、今後も資格要件を満たすことを前提に区民雇用を推進していく考えがある。

また、物品購入や再委託についても、区内事業者の活用を図っている。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

(14) 事業等の提案

（共通）利用者の安定した生活を継続するために、他の障害福祉サービス事業所や関係機関との連携が欠かせないため、区内5つの法人事業所間で連携し、合同で研修や

会議を行い、相互理解や課題を共有しながら、事業運営に当たっていくとしている。
また、法人のスケールメリットを生かして、きめ細かな研修体系を組織し、職員の育成に努めるとともに、本部に職員の悩み相談窓口を設け、雇用継続の安定化に努める提案がある。

（福祉園）今後の利用者・家族の高齢化、障害の重度化を視野に入れ、在宅生活が困難な方については安定的な地域生活を継続するためのサポートを行い、グループホームに移行した方についてはグループホームの支援員と連携してきめ細かく支援していく等、将来を見据えた提案がある。

利用者の自治会の意見を施設運営に反映させ、写真や絵カード等を使い毎日利用者自身が作業を選んで活動する等、わかりやすい情報提供を行うことにより、丁寧に意思をくみ取り、利用者の意思決定を支える取組を継続している。

（福祉工房）就労支援プログラムの充実を図るとともに、就職者の職場定着を重視して専門職員を配置し、家族や企業、関係機関と連携したきめ細かで長期的なアフターケアを行う提案がある。

個々の作業能力や求人状況に応じた作業を提供するほか、多様な障害ニーズに応えられるよう、精神障害や発達障害の特性を持った知的障害のある方がやりがいを持てるようなプログラムを準備している。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立貫井福祉園および練馬区立貫井福祉工房）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	10点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	5点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	10点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用 (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	5点	3点
13 区内事業者が否か (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	5点	0点
14 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの内容 (4) 障害者総合支援法等の各種事業のサービス展開の内容 (5) 地域に開かれた運営の内容 (6) 法人の本部または法人が運営する施設による光が丘福祉園の運営および支援に関するバックアップ体制の内容	10点	10点
合 計	100点	82点